

令和2年7月20日

## 監査報告書

公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理 事 長 松 野 正 智 殿

公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

監 事 番 野 木 幹 雄



公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

監 事 廣 政 孝 生



私たち監事は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの第36期事業年度の理事の職務の執行並びに会計の監査を行った結果について、次のとおり報告します。

### 1.監査の方法及びその内容

業務監査について各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行ない、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2.監査結果

#### （1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと内容は適正であり、理事の職務執行に関して不正行為や規約に違反する重大な事実はないことを認めます。

② 理事の職務執行に関して不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないことを認めます。

#### （2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上